

教育子ども委員会 説明資料

保育所入所選考にかかる点数制の導入（案）について

平成25年8月30日

子ども青少年局

1 保育所入所選考の現状と課題

(1) 本市の現状

法律、国通知、本市条例及び規則に基づき、区において入所申込を受け付け、その内容を審査し、適格と認めるときは保育所への入所の承諾を行っている。

(参考) 名古屋市保育所入所に関する規則

- ・入所申込があった児童の数が保育所の入所定員を超える場合にあっては入所選考を行い、入所の承諾をすることとしている。

(第7条第1項)

- ・児童虐待の防止のための特別の支援を要する世帯や母子家庭・父子家庭等で福祉の増進が見込まれる場合の児童の入所については配慮することと規定している。

(第7条第2項)

- ・児童にかかる選考は児童の保育に欠ける時間その他保育所における保育を必要とする程度のほか、以下に掲げる事由を総合的に判断し、優先順位の高い児童から、順番に入所を決定している。

(第8条第2項)

(1) 母子家庭、父子家庭、これに準ずる状態

(2) 産後休業、育児休業の期間満了による保護者の業務復帰

(3) 兄弟姉妹が当該保育所にすでに入所していること

(4) 児童が精神又は身体に障害を有していること

(5) 乳児専門保育所、準乳児専門保育所の卒園に伴う他の保育所への入所

(6) 保育所の休廃止に伴う他の保育所への入所

(2) 課題

- ・具体的な選考方法や選考基準が市民に対して明示されておらず選考過程が分かりにくい。
- ・特別な配慮をする児童への対応や保育に欠ける程度の判断基準に区ごとに一部ばらつきがある。

2 点数制の導入

(1) 趣旨

現状の入所選考において優先している事由やその軽重等を客観的に基準化し、市民へ周知することにより選考基準の透明化を図るとともに、各区における選考の判断基準のばらつきを是正する。

(2) 導入に向けての検討経過

平成22年度から平成24年度にかけて、点数制を実施している他都市を参考に、一部の区・一部の園の入所選考結果と点数を用いた入所選考とを比較検証し、入所選考基準表の原案を作成した。

平成25年度においては、平成25年4月入所の全区・全園の選考結果と入所選考基準表の原案を用いた入所選考とを比較検証し、更なる配慮が必要な事項について修正し、入所選考基準表を作成した。

(3) 入所選考基準表の概要

区 分	内 容
基準の考え方	○条例・規則に基づく入所の基準をその程度により「ランク」として順位づけする。 ○規則に基づき現在の入所選考の際に配慮している事項を新たに「調整指数」として明確化し、同一「ランク」に並んだ場合の優先順位をつける。 ○1人の児童につき父母などそれぞれの保護者ごとに「ランク」をつけて、「ランク」が異なる場合は、順位の低い保護者の「ランク」を適用する。

区 分	内 容						
選考基準 表の構成	○ランク表						
	<table><tr><td>定 義</td><td>入所の基準とその程度に応じた区分表</td></tr><tr><td>区 分</td><td>優先度の高い順にA～Hまでの8ランクを設定</td></tr><tr><td>備 考</td><td>○特に配慮を必要とする事項については、 ランクアップにより優先 ・ひとり親世帯等 ・既にきょうだいが入所している保育所 への申込 ・家庭保育室、乳児専門保育所、準乳児専門保育所の卒園児 ・生計主宰者の失業</td></tr></table>	定 義	入所の基準とその程度に応じた区分表	区 分	優先度の高い順にA～Hまでの8ランクを設定	備 考	○特に配慮を必要とする事項については、 ランクアップにより優先 ・ひとり親世帯等 ・既にきょうだいが入所している保育所 への申込 ・家庭保育室、乳児専門保育所、準乳児専門保育所の卒園児 ・生計主宰者の失業
	定 義	入所の基準とその程度に応じた区分表					
	区 分	優先度の高い順にA～Hまでの8ランクを設定					
備 考	○特に配慮を必要とする事項については、 ランクアップにより優先 ・ひとり親世帯等 ・既にきょうだいが入所している保育所 への申込 ・家庭保育室、乳児専門保育所、準乳児専門保育所の卒園児 ・生計主宰者の失業						
○調整指数表							
<table><tr><td>定 義</td><td>世帯や児童の状況等、配慮事項を反映する 点数表</td></tr><tr><td>区 分</td><td>－1～5点までの加点・減点</td></tr><tr><td>備 考</td><td>○同じ「ランク」に並んだ場合、調整指数 の合計点により優先度を判断</td></tr></table>	定 義	世帯や児童の状況等、配慮事項を反映する 点数表	区 分	－1～5点までの加点・減点	備 考	○同じ「ランク」に並んだ場合、調整指数 の合計点により優先度を判断	
定 義	世帯や児童の状況等、配慮事項を反映する 点数表						
区 分	－1～5点までの加点・減点						
備 考	○同じ「ランク」に並んだ場合、調整指数 の合計点により優先度を判断						
	○同一ランク・同一調整指数で並んだ場合の優先順位表 同一ランク、同一調整指数で並んだ場合は、本人の希望や 保育要件等、別に設けた基準に基づき入所児童を選考						

3 入所選考基準表の内容

○ランク表

保育要件等	保護者が保育できない理由・状況	ランク
①居宅外就労 (外勤・居宅外自営)	1日8時間週5日以上勤務(週40時間以上勤務)	A
	1日6時間週5日以上勤務(週30時間以上勤務)	B
	1日6時間週4日以上勤務(週24時間以上勤務)	C
	1日4時間週4日以上勤務(週16時間以上勤務)	D
	就労予定(週30時間以上)	E
	就労予定(週16時間以上)	F
②居宅内就労 (内勤・居宅内自営)	1日8時間週5日以上勤務(週40時間以上勤務)	B
	1日6時間週5日以上勤務(週30時間以上勤務)	C
	1日6時間週4日以上勤務(週24時間以上勤務)	D
③居宅外就労 (居宅外自営協力者)	1日4時間週4日以上勤務(週16時間以上勤務)	E
	就労予定(週30時間以上)	F
	就労予定(週16時間以上)	G
④産前産後	出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する	H
⑤病気・けが	入院または入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。	A
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合	B
	通院加療を行い、月16日以上かつ週16時間以上の安静が必要で保育が困難な場合	D
⑥障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、愛護手帳(療育手帳)の交付を受けていて、保育が常時困難な場合	A
	身体障害者手帳3級または精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合	B
	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合	D

保育要件等	保護者が保育できない理由・状況	ランク
⑦親族の介護	臥床者・重症心身障害児（者）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ週40時間以上保育が困難な場合	A
	病人や障害者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ週24時間以上保育が困難な場合	C
	病人や障害者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ週16時間以上保育が困難な場合	E
⑧災害復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている	A
⑨通学	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に月16日以上かつ週16時間以上就学している	E
⑩求職中	求職中	H
⑪育児休業中の入所 （3歳以上に限る）	当該年度復帰予定の復帰時点前月まで	(※1)
	翌年度以降の復帰	H
⑫その他	児童福祉の観点や児童の発達支援のために、社会福祉事務所長が特に必要と判断した場合	(※2)

(※1) 復帰当月時点就労実態に基づくランクから2ランクダウンします。

(※2) 当該児童・世帯の状況に応じてランク、入所先を社会福祉事務所長が別途判断します。

ランクアップ項目

①	ひとり親世帯等
②	既にきょうだいが入所している保育所への申込
③	家庭保育室・乳児専門保育所・準乳児専門保育所卒園児
④	生計主宰者の失業

②～④については各項目1ランクずつ、①については3ランクアップします。

①～④の複数に該当する場合は最高で3ランクまでアップします。その範囲内で上限に達した際は、1ランクを2点とし、調整指数に読み替えます。

①～④は優先順位ではありません。

○調整指数表

	内容		備考
①保育の代替手段	家庭保育室、乳児専門保育所、準乳児専門保育所の卒園児	3	
	育児休業からの復職	3	
	入所申込時点で保育要件があり、申込児童を認可外保育施設、託児室に有償で預けている	3	
	申込児童を65歳未満の親族（祖父母を除く）に預けている	-1	
	近隣に保育可能な65歳未満の祖父母あり（現に預けている場合も含む）	-1	
	転園 （家庭保育室・乳児専門保育所・準乳児専門保育所からの転園、移管・統廃合予定の保育所からの転園（※1）を除く）	-1	
	申込児童を職場で見ている（職場の事業所内保育施設に預けている場合も含む）	-1	（※2）
②世帯の状況	保護者が身体障害者手帳所持1・2級、愛護手帳所持、精神障害者保健手帳所持1・2級の一つに該当する場合。又は同程度の障害があると認められる心身障害者の場合	5	（※3）
	保護者が身体障害者手帳所持3級以下又は精神障害者保健手帳所持3級で保育に著しく負担がかかる場合	3	
	保護者が身体障害者手帳所持1・2級、愛護手帳所持、精神障害者保健手帳所持1・2級の一つに該当する場合。又は同程度の障害があると認められる心身障害者の場合	3	（※4）
	保護者が身体障害者手帳所持3級以下又は精神障害者保健手帳所持3級で保育に著しく負担がかかる場合	2	
	同居の家族内に身体障害者手帳3級以上、愛護手帳、精神障害者保健手帳を持っている者がいて、日常的に介護している場合（当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く）又は、同居の家族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合（在宅介護に限る）	2	（※5）
	別居の家族内に身体障害者手帳3級以上、愛護手帳、精神障害者保健手帳を持っている者がいて、日常的に介護している場合（当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く）又は、別居の家族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合（在宅介護に限る）	1	
	保護者が継続的な入院、通院を必要としているきょうだい児の介護を行っている（施設入所、通所・通学の付添については含まない）	3	（※6）
	保護者が通信制大学、通信教育（スクーリング必須）の学生である	-1	

	内容		備考
③就労の状況	単身赴任	2	
	毎月2回以上の夜勤を伴う勤務がある	1	
	継続して3カ月以上、1日4時間週4日未満（週16時間未満）を就労している場合	1	(※7)
	居宅外自営だが、職場が自宅と併設している	-1	
	勤務実績が1カ月未満である	-1	
④ひとり親世帯等	ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいない場合	3	
	ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいる場合	1	
⑤きょうだいの状況	既にきょうだいが入所している場合で、同一の保育所に入所を希望する場合（きょうだいどちらかの保育所に転園する場合を含む。同一保育所の選考にのみ適用）	3	(※8)
	きょうだいが同一の保育所に入所を希望する場合	2	
	申込児童以外に入所申込しない未就学児童がいる	-1	

(※1) 移管・統廃合予定の保育所からの転園とは、移管又は統廃合の期日が公表されている保育所からの転園でかつ、当該児童の入所承諾期間が当該期日を超える場合に限る。

(※2) ランクが「居宅外就労」による場合に限る。

(※3) ランクが「障害」以外による場合に限る。

(※4) ランクが「障害」による場合に限る。

(※5) ランクが「親族の介護」以外による場合に限る。

(※6) ランクが「親族の介護」による場合に限る。

(※7) 就労しているが、就労日数・時間が保育所入所要件に満していないため、ランクが「就労予定」・「求職中」による場合に限る。

(※8) 入所児童が障害児認定をうけている児童である場合は、2倍する。

○同一ランク・同一調整指数で並んだ場合の優先順位表

同一ランク・同一調整指数で並んだときは、以下の順に優先します。

1	同時に申込したきょうだいの入所が見込める場合
2	当該保育所の希望順位が高い場合
3	保育要件等による優先順位（①～⑨の順） ①災害復旧への従事 ②病気・けが、障害 ③居宅外就労 ④親族の介護 ⑤居宅内就労 ⑥居宅外就労（予定）、居宅内就労（予定） ⑦通学、育児休業中の入所 ⑧産前産後 ⑨求職中
4	部分休業・短時間勤務制度がない場合（延長保育実施保育所の場合）
5	保護者の合計所得金額が低い場合

<入所選考の例>

〇〇保育園 1歳児クラス 入所枠 5人

入所申込

申込者	1人目	2人目	3人目	4人目	5人目	6人目	7人目
ランク	A	A	C	D	H	H	H
調整指数	1	0	3	-1	2	0	-1

①「ランク」により
入所者を決定

	1	2	3	4	5
申込者	1人目	2人目	3人目	4人目	
ランク	A	A	C	D	
調整指数	1	0	3	-1	
	入所	入所	入所	入所	

②「調整指数」により
入所者を決定

選考結果

	1	2	3	4	5	6人目	7人目
申込者	1人目	2人目	3人目	4人目	5人目		
ランク	A	A	C	D	H	H	H
調整指数	1	0	3	-1	2	0	-1
	入所	入所	入所	入所	入所	他園へ 入所調整	他園へ 入所調整

4 今後の方針及びスケジュール

(1) 今後の方針

○平成26年4月の一斉入所から点数制による選考を実施する。

○保育所入所決定時期を早める必要があることから、入所申込から決定までの一連の流れにつき、約1か月の前倒しを行う。

(現行 入所申込期限 1月31日 入所決定 3月1日)

(2) スケジュール

平成25年 9月	市公式ウェブサイト、広報なごや等において点数制導入について周知
10月	入所申込開始
11月	
12月	入所申込期限 点数制による入所選考
平成26年 1月	
2月	入所決定
3月	(二次選考、三次選考の実施)
4月	一斉入所